○明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例

昭和54年７月12日条例第16号

改正

昭和59年３月29日条例第５号
平成３年７月11日条例第25号
平成４年７月６日条例第36号
平成６年７月７日条例第19号
平成６年10月１日条例第27号
平成15年７月１日条例第27号
平成17年３月29日条例第９号
平成18年３月29日条例第19号
平成18年３月31日条例第38号
平成18年９月27日条例第55号
平成20年３月28日条例第13号
平成20年３月28日条例第19号
平成21年３月30日条例第10号
平成22年３月26日条例第12号
平成24年３月28日条例第12号
平成25年３月29日条例第23号
平成26年７月１日条例第24号

明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びにこれらの児童に準ずる児童に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第１条の２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　児童　18歳（毎年４月１日から翌年３月31日までの間に18歳に達する者にあつては、同年３月31日をもつて18歳に達するものとみなす。）未満の児童又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあつて規則で定める学校等に在学する者をいう。

（２）　母子家庭の母　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子で、児童を現に扶養しているものをいう。

（３）　父子家庭の父　母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第２項に規定する配偶者のない男子で、児童を現に扶養しているものをいう。

（４）　養育者　第２条第１項第２号オに規定する児童を監護し、かつ、その生計を主として維持する者をいう。

（５）　医療保険各法等の給付　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び同法第７条第１項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法等」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。

（６）　被保険者等負担額　疾病又は負傷について医療保険各法等の給付が行われた場合（医療保険各法等以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国若しくは地方公共団体（保険者たる国及び地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合を除く。）における医療費のうち被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）又は被保険者等であつた者が負担すべき額（保険者（医療保険各法等の規定により医療保険各法等の給付を行うものをいう。）の規約、定款、運営規則等により医療保険各法等に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる支給又は給付を受けることができる場合にあつては、当該支給又は給付の額を控除した額）をいう。

（７）　医療機関等　健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第３項第１号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他病院、診療所（これらに準ずるものを含む。）又は薬局をいう。

（８）　低所得者　世帯主及びすべての世帯員につき、医療保険各法等の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法等の給付が行われた月が４月から６月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法等の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法等の給付が行われた月が１月から６月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第２項第１号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法等の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額をいう。）から公的年金等の収入金額に係る所得を引いた額（その額が零以下である場合には、零とする。）の合計額が800,000円以下である者をいう。

（対象者）

第２条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。

（１）　市内に住所を有する者であること。

（２）　次のいずれかに該当する者であること。

ア　母子家庭の母

イ　母子家庭の母に扶養されている児童

ウ　父子家庭の父

エ　父子家庭の父に扶養されている児童

オ　父母と死別した児童及びこれに準ずる児童で規則で定めるもの

（３）　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　次のいずれかに該当する母子家庭の母又は父子家庭の父

（ア）　児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第９条の規定の適用があるものとした場合において、前年の所得（１月から６月までの間に認定する場合にあつては、前々年の所得とする。以下この号において同じ。）により児童扶養手当が一部支給停止又は支給停止（母子家庭の母又は父子家庭の父が低所得者である場合にあつては支給停止）となる者

（イ）　その属する世帯の生計を維持しておらず、かつ、児童扶養手当法第９条の規定の適用があるものとした場合において、その配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める扶養義務者の前年の所得を母子家庭の母又は父子家庭の父の前年の所得とみなしたときに、その所得により児童扶養手当が一部支給停止又は支給停止（母子家庭の母又は父子家庭の父が低所得者である場合にあつては支給停止）となる者

イ　次のいずれかに該当する児童

（ア）　児童扶養手当法第９条の規定の適用があるものとした場合において、その前年の所得により児童扶養手当が支給停止となる母子家庭の母若しくは父子家庭の父又は養育者に扶養されている児童

（イ）　その属する世帯の生計を維持しておらず、かつ、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第７条の規定の適用があるものとした場合において、その配偶者又は民法第877条第１項に定める扶養義務者の前年の所得により特別児童扶養手当が支給停止となる母子家庭の母又は父子家庭の父に扶養されている児童

ウ　養育者のいない前号オの児童であつて、前年の所得が児童扶養手当法第９条第１項の規定の例により算出される児童扶養手当が支給停止となる額以上であるもの

（４）　医療保険各法等の規定による被保険者等又はその被扶養者であること。

（５）　生活保護法（昭和25年法律第144号）、明石市老人医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第３号）、明石市重度障害者医療費の助成に関する条例（昭和47年条例第４号）又は明石市こども医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第23号）の規定による保護又は医療費の助成を受けていない者であること。

２　母子家庭の母、父子家庭の父等が失業により著しく収入が減少した場合その他の規則で定める場合は、前項第３号の規定は適用しないものとする。この場合における医療費の助成の適用については、第４条の規定にかかわらず、規則で定めるところによる。

（医療費の助成）

第３条　市長は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法等の給付が行われた場合において、対象者が前条第１項第２号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、被保険者等負担額に相当する額から次に定める額を一部負担金として控除した額を助成する。

（１）　入院以外の医療を受けた場合　同一の医療機関等（歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関等にあつては、それぞれ別個の医療機関とみなす。以下同じ。）につき、対象者が前条第１項第２号アの母子家庭の母又は同号ウの父子家庭の父に該当する場合にあつては１日当たり800円（当該対象者が低所得者である場合にあつては400円）、対象者が同号イ、エ又はオの児童に該当する場合にあつては１日当たり600円（当該対象者が低所得者である場合にあつては400円）。ただし、同一の医療機関等において１月に２日を超えて医療を受けた場合、当該医療機関等における医療に係る医療費の助成の額の算出に当たつては、当初の２日についてのみ一部負担金を計上する。

（２）　入院に係る医療を受けた場合（次号に該当する場合を除く。）　当該医療に要した医療費（健康保険法第76条第２項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えないものとする。）の100分の10に相当する額（１月における同一の医療機関等への入院に要した医療費の100分の10に相当する額につき、対象者が前条第１項第２号アの母子家庭の母又は同号ウの父子家庭の父に該当する場合にあつては、その額が3,200円を超えるときは3,200円（当該対象者が低所得者である場合にあつては、その額が1,600円を超えるときは1,600円）、対象者が同号イ、エ又はオの児童に該当する場合にあつては、その額が2,400円を超えるときは2,400円（当該対象者が低所得者である場合にあつては、その額が1,600円を超えるときは1,600円））。ただし、同一の医療機関等において入院に係る医療を受けた月が連続する３月以上にわたる場合、当該医療に係る医療費の助成の額の算出に当たつては、当初の３月についてのみ一部負担金を計上する。

（３）　入院に係る医療を受けた場合で、対象者が出生の日から15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者であるとき　一部負担金の額は、零円とする。

２　前項の場合において、一部負担金の額が被保険者等負担額に相当する額を超える場合は、一部負担金の額は、当該被保険者等負担額に相当する額とする。

３　第１項の規定にかかわらず、母子家庭の母、父子家庭の父等が失業により著しく収入が減少した場合、災害により多大な被害を受けた場合その他の規則で定める場合は、規則の定めるところにより、６月を限度として助成額の算出に当たり被保険者等負担額に相当する額から一部負担金を控除しないことができる。

（助成の適用）

第４条　前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による認定のあつた日の属する月の初日からとする。ただし、認定のあつた月の途中に対象者となる場合は、当該受給資格を有することになつた日からとする。

（申請等）

第５条　医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請して、認定を受けなければならない。

２　前項の申請は、助成を受けようとする者が第２条第１項第２号イ又はエに規定する児童である場合はその母又は父が、同号オに規定する児童である場合はその養育者が、それぞれ児童のために行うことができるものとする。

３　市長は、前２項の規定による認定の申請があつたときは、その資格を審査し、第２条に定める要件を備えていることを確認したときは、当該申請者に対して母子家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証の提示）

第６条　前条の規定により受給者証の交付を受けた者が医療機関等から診療、薬剤の支給又は手当を受けようとするときは、当該医療機関等に受給者証を提示しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（助成の方法）

第７条　医療費の助成は、助成する額を医療機関等に支払うことによつて行う。

２　前項の規定にかかわらず市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に直接助成額を支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（届出義務）
第８条　受給者証の交付を受けた者は、氏名、住所等に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
（譲渡又は担保の禁止）
第９条　この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。
（助成費の返還）
第10条　偽りその他不正の行為によつて、この条例による助成を受けた者があると認めるときは、市長は、その者に対し、当該助成を受けた額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
（損害賠償との調整）
第11条　市長は、対象者が疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又はすでに助成した医療費に相当する金額を返還させることができる。
（委任）
第12条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行し、昭和54年７月１日から適用する。
（経過措置）
２　この条例の規定による医療費の支給は、昭和54年７月１日以後に医療機関等において、診療、薬剤の支給又は手当を受ける者に対して行なうものとする。
３　昭和54年７月１日において、現に第２条に規定する資格を有する者が、同年９月30日までに第５条の規定による認定を受けた場合にあつては、その者に対する医療費の助成は、第４条の規定にかかわらず、昭和54年７月１日からとする。
（平成24年７月１日から平成24年７月31日までの間の特例）
４　第２条第１項第３号に規定する児童扶養手当法第９条の規定の適用があるものとした場合における同法同条の適用については、平成24年７月１日から平成24年７月31日までの間は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第430号）第11条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第２条の４の規定の例により児童扶養手当の支給の制限を判断するものとする。
５　第２条第１項第３号イに規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第７条又は第８条の規定の適用があるものとした場合における同法第７条及び第８条の適用については、平成24年７月１日から平成24年７月31日までの間は、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令第12条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第２条の規定の例により特別児童扶養手当の支給の制限を判断するものとする。

附　則（昭和59年３月29日条例第５号）

この条例は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（平成３年７月11日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の明石市母子家庭医療費の助成に関する条例第２条第２号アの規定は、平成３年４月１日以後に受けた医療に係る助成について適用する。

附　則（平成４年７月６日条例第36号）

（施行期日等）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例による改正後の明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例第１条から第３条までの規定は、平成４年７月１日以後に行われた医療に係る助成について適用し、同日前に行われた医療に係る助成については、なお従前の例による。

附　則（平成６年７月７日条例第19号抄）

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成６年10月１日条例第27号）

（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）
2　この条例による改正後の（中略）明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例第３条の規定は、平成６年10月１日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成15年７月１日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年３月29日条例第９号）

（施行期日）
1　この条例は、平成17年７月１日から施行する。
（経過措置）
2　この条例による改正後の明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例第３条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月29日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年３月31日条例第38号）

（施行期日）
1　この条例は、平成18年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　この条例による改正後の明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成18年９月27日条例第55号）

この条例は、平成18年10月１日から施行する。

附　則（平成20年３月28日条例第13号）

（施行期日）
1　この条例は、平成20年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　（前略）第２条の規定による改正後の明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例（中略）の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成20年３月28日条例第19号抄）

（施行期日）
1　この条例は、平成20年４月１日から施行する。
（第２条の規定による改正に伴う経過措置）
3　第２条の規定による改正後の明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例第３条の規定は、施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成21年３月30日条例第10号）

（施行期日）
1　この条例は、平成21年７月１日から施行する。
（経過措置）
2　この条例による改正後の明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成22年３月26日条例第12号）

（施行期日）
1　この条例は、平成22年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　この条例による改正後の明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費

の助成については、なお従前の例による。

附　則（平成24年３月28日条例第12号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成24年７月１日から施行する。

（明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2　第１条の規定による改正後の明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用する。

3　前項に規定する医療費の助成の実施に必要な手続その他の行為は、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により行うことができる。

附　則（平成25年３月29日条例第23号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成25年７月１日から施行する。

附　則（平成26年７月１日条例第24号）

（施行期日）

1　この条例は、平成26年７月１日から施行する。ただし、第１条の２の改正は、平成26年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。